

源泉所得税のかからない給与であっても税務署へ「0」として納付書を提出しなければなりません。下表のとおりなんでも相談会を開催いたします。

※ブルーリターンAのご相談は事前にご予約をお願いします。
※源泉所得税のご相談は下図の記入例を参照して頂き、あらかじめご記入をお願いいたします。

平成21年分
給与所得
に対する
所得税

源泉徴収簿

川崎市川崎区宮前町 8-17

氏名 川崎 花子

住所 川崎市川崎区宮前町 8-17

氏名 川崎 太郎

住所 川崎市川崎区宮前町 8-17

区分	支払月日	支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の金額	算出税額	不足額	徴収税額
1	3	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
2	2	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
3	3	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
4	3	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
5	3	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
6	3	150,000	150,000	0	2,920	2,920	
7							
8							
9							

源泉所得税納付書

32399 21 川崎南 000032012 110

2110131 06130 6 900000 17520

納付の目的 21101 21106

044-211-0141 川崎市川崎区宮前町 8-17

川崎 太郎

合計 17520

平成21年分 給与所得 <扶養控除等(異動)申告書>

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除、この申告書は、配偶者扶養控除や扶養親族控除に該当する人がいないかを確認する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所から提出することができます。

支払者(氏名) 川崎 太郎 あなたの住所 川崎市川崎区宮前町 8-17 扶養親族の氏名 川崎 太郎 扶養親族の住所 川崎市川崎区宮前町 8-17

あなたの住所 川崎市川崎区宮前町 8-17 扶養親族の氏名 川崎 太郎 扶養親族の住所 川崎市川崎区宮前町 8-17

扶養親族がなくなつて、あなたが自身が障害者、寡婦、専業主婦又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要があります。

名 姓 生年月日 配偶者の氏名 扶養親族の氏名 住所又は居所 平成21年中の所得の総額 平成21年1月1日及び事由(平成21年中に異動があった場合に記載してください。)

控除対象配偶者、扶養親族控除を適用される方は、氏名等ご記入下さい。

障害者等の事実(該当する欄に○を付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)

※人員欄は平成21年1～6月の総支給回数を記入します。

※人員欄は平成21年1～6月の総支給回数を記入します。